

# みやぎの 生衛だより

# 66

2012. 1

宮城県生活衛生営業指導センター  
仙台市青葉区上杉五丁目1-12 後藤コーポ107号  
TEL 022 (343) 8763 FAX 022 (343) 8764  
URL <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>  
E-mail [miyagicenter@seiei.or.jp](mailto:miyagicenter@seiei.or.jp)

宮城県中華料理組合の炊き出し風景



## ふるさと宮城の再生に向けて



宮城県知事 村井 嘉浩

昨年三月十一日に東日本大震災が発生してから九カ月余りが経過しました。

この間、全国の皆さまからの多大なるご支援とご協力をいただきながら、復旧・復興に向け懸命に取り組み、着実にその歩を進めてまいりました。しかしながら、震災による爪痕は依然として大きく、今もなお不慣れた生活を余儀なくされている方が大勢おられます。その方々が早期に生活再建を果たすことができるよう、復興に向けた取り組みを一段と加速していかねばなりません。

県では、昨年十月に、県議会の同意を得て、今後十年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定いたしました。この計画には「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」、「県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興」など五つの基本理念とともに、未曾有の大災害からの復興を成し遂げるために必要な各種の取り組みを掲げました。

今後は、この計画に基づき、復興に向けた取り組みを一層推進してまいります。真の復興を成し遂げるまでには、数多くの困難が待ち受けていることと思えます。しかし、共に力を合わせて歩んでいけば、必ずやその困難を乗り越えていくことができるものと確信しています。

この新たな一年を「飛躍の年」と捉え、県民の皆さまとともに、ふるさと宮城の再生とさらなる発展に向けて全身全霊を傾けながら取り組んでいく所存です。

引き続き、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

## 新年のご挨拶



株式会社日本政策金融公庫  
仙台支店長 山中康裕

平成二十四年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

また、東日本大震災により被災されました生活衛生関係事業者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

昨年を顧みますと、日本経済は一般の震災の発生により、生産ラインの被害や電力不足等、大きな影響を受けた一年でした。また、歴史的な円高や欧州信用不安の影響から、これまで景気を支えていた輸出の勢いが鈍化するなど先行きに対する不透明感が強まった年でもありました。

県内の生活衛生関係営業におきましても、震災による直接被害に加え、自粛ムードによる消費マインドの悪化や、風評被害による予約のキャンセルなどもあり、厳しい経営環境に見舞われた一年でありました。

こうした状況を踏まえ、日本公庫においては、特別相談窓口の設置や「東日本大震災特別復興貸付制度」の創設、返済相談への柔軟な対応など各種支援策を実施し、皆さまの個別の状況を踏まえた迅速かつ親身な対応に努め、復興支援に全力で取り組んでまいりました。

また、厳しい経済状況を鑑み、「復興事業促進支援融資制度」の創設や設備資金にかかる利率の優遇措置を実施するなど、適時の対策を講じてまいりました。

生活衛生関係営業は、国民の日常生活に密着したサービスや商品を提供しており、公衆衛生や国民生活の質の向上において重要な役割を果たし、不可欠なものであります。

今後、生活衛生関係営業の震災からの復興、そして更なる振興・発展のため、皆さまのお役に立てるようにしっかりと取り組んでまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、宮城県生活衛生営業指導センター様、県内の各生活衛生同業組合様、並びに各組合員の皆さま方にとりまして、ご発展とご繁栄の年となることを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶



財団法人宮城県生活衛生営業指導センター  
理事長 後藤 登

昨年は、大変な試練の一年であっただけに、皆様におかれましては、新春を迎えられる喜びをかみしめ、今年こそは平和でありますようにとお祈りしたことでありましょう。

長引く不況で元気をなくしていた日本がようやく明るい兆しが見えかけた矢先に、東日本は未曾有の大惨事に見舞われ、沿岸部の町並みが一瞬にして崩壊するとともに、我々の仲間である生衛業者をはじめ多くの尊い人命が失われました。宮城のみならず我が国にとっても大きな痛手になったことは言うまでもありません。

生衛業者は、日常生活に必要な不可欠なものであり、潤いと明るさ、希望を与えてくれるのであります。大変な苦境の中、不屈の精神力で一軒、一軒と復旧し再開を果たした飲食店、理容店などの姿がマスコミでも大きく取りあげられ、私達にどんなに明るい気持ちと希望を与えてくれたかは皆様の記憶に新しいところであります。

また、各生活衛生同業組合にあっては、多くの組合員が被災者となりながらも、連合会や他都道府県組合等と連携し、組合員のみならず被災者への様々な支援を行い、組合の力、助け合いの大切さを再認識させてくれたところでもあります。

大震災から早九ヶ月が過ぎ、自ら施設を立て直し、また、仮設店舗の提供を受け営業を再開するなど希望を与える動きが見えている一方、沿岸部を中心に多くの被災した生衛業者は、地域の復興計画も途上にあることもあって、未だに再建の道を模索し様々な支援を必要としているところでもあります。

このような時こそ、各組合、当センターなどが一丸となって困難に立ち向かうことが必要であります。新たな年を迎え、一日も早い復興に向けて、生衛業界関係者の一層の御支援・御協力をよろしくお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご繁栄を御祈念申し上げます。

受章おめでとうございます  
平成二十三年度  
「生活衛生関係表彰受賞章者」

叙勲  
(平成二十三年秋)

平成二十三年十一月三日発令



旭日单光章  
中須賀 榮太郎 様  
(宮城県寿司商生活衛生同業組合)

厚生労働大臣表彰

(平成二十三年十月二十六日 ホテルニューオータニ)



平塚 勝 様  
(宮城県寿司商生活衛生同業組合)



渥美 清 男 様  
(宮城県中華料理生活衛生同業組合)



阿部 忠 様  
(宮城県理容生活衛生同業組合)



加藤 一之 様  
(宮城県食肉生活衛生同業組合)

社団法人全国生活衛生同業組合  
中央会理事長表彰

(平成二十三年十月二十六日 ホテルニューオータニ)



長南 政直 様  
(宮城県寿司商生活衛生同業組合)



鈴木 哲雄 様  
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)



渡邊 征夫 様  
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)



玉田 秀一 様  
(宮城県喫茶飲食生活衛生同業組合)



大森 信治郎 様  
(宮城県料理業生活衛生同業組合)

文化の日 知事表彰

(平成二十三年十一月十七日 仙台国際センター)

阿部 喜彦 様  
(宮城県寿司商生活衛生同業組合)

小泉 則男 様  
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

石森 胞男 様  
(宮城県中華料理生活衛生同業組合)

高平 巖 様  
(宮城県食肉生活衛生同業組合)

宮城県知事表彰

(平成二十三年十一月十四日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

- 三浦 養三 様 (麺類飲食業)
- 大友 愛子 様 (社交飲食業)
- 尾形 一伸 様 (理容)
- 菅原 刮幸 様 (美容業)

○優良施設

- 「亀山荘」  
株式会社亀山荘 様 (旅館業)

財団法人宮城県生活衛生営業指導センター理事長表彰

(平成二十三年十一月十四日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

- 小山 政義 様 (寿司商)
  - 後藤 正義 様 (麺類飲食業)
  - 秋山 麗子 様 (社交飲食業)
  - 遠藤 真季男 様 (理容)
  - 阿部 好孝 様 (理容)
  - 大友 寛政 様 (理容)
  - 山本 暁 様 (美容業)
  - 笠松 ひさ子 様 (美容業)
  - 小松 ふみえ 様 (美容業)
  - 齋藤 順子 様 (美容業)
  - 吉田 裕之 様 (ホテル旅館)
- 優良従業員
- 鈴木 裕康 様 (寿司商)
  - 下田 博季 様 (寿司商)
  - 阿部 宜史 様 (寿司商)
  - 山口 秋広 様 (寿司商)

# 平成23年度第3次補正予算成立に伴う融資制度の拡充について

～ 東日本大震災により影響を受けた中小企業者の皆さまへの支援を強化 ～

株式会社日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）は、第3次補正予算成立に伴い、中小・小規模企業者の皆さまへの支援を強化するため、融資制度を以下のとおり12月12日から拡充しました。

## ○東日本大震災復興特別貸付の概要【拡充】

利用対象者	融資限度額	融資期間（据置期間）	利 率	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○直接被害を受けた方</li> <li>○原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内に事業所を有する方</li> </ul>	<p>【国民生活事業】 6,000万円 (各融資制度の限度額に上乗せ)</p>	設備資金 20年以内 (5年以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被害証明書等の発行を受けた方（注1）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○基準利率より▲0.5%</li> <li>○融資後3年間について 国民生活事業の場合は3,000万円を上限に基準利率より▲1.4%</li> </ul> </li> <li>②上記以外の方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○基準利率</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○間接被害を受けた方（上記対象者の方と一定以上の取引がある方）</li> </ul>		設備資金 15年以内 (3年以内)		<ul style="list-style-type: none"> <li>①被害証明書等の発行を受けた方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○基準利率より最大▲0.5%（注2）</li> <li>○融資後3年間について3,000万円を上限に基準利率より最大▲1.4%</li> </ul> </li> <li>②上記以外の方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○基準利率</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○その他震災の影響により、売上等が減少している方など（風評被害による影響を含む）</li> </ul>		設備資金 15年以内 (3年以内)		
	<p>【国民生活事業】 4,800万円（別枠） (注3)</p>	運転資金 15年以内 (3年以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①特に業況が悪化している方など、一定の要件に該当する方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○基準利率（注4）より最大▲0.5%（注2）</li> </ul> </li> <li>②上記以外の方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○基準利率</li> </ul> </li> </ul>	
		運転資金 8年以内 (3年以内)		

(注1) 事業所等が全壊又は流出した方など特に甚大な被害を受けた方については、融資後3年間、一定の限度額内において、国の利子補給制度（ゼロ金利制度）の適用が可能です。

(注2) 売上高等の減少を要件に▲0.3%、雇用の維持・拡大を要件に▲0.2%

(注3) 生活衛生貸付（運転資金のみ）は5,700万円

## 設備資金貸付利率特例制度の創設

被災地域の復興に資する設備資金を資金使途とする融資については、<sup>(注一)</sup>

融資後二年間、適用利率から▲0.5%。

なお、特定被災区域<sup>(注二)</sup>において設備投資を実施し、雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、全融資期間、適用利率から▲0.5%。

(注一) 一部対象とならない資金があります。

(注二) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年五月二日法律第四十号)第二条第三項に定める特定被災区域(岩手、宮城、福島の三県は全域)。

### 《お問い合わせ先》

仙台市青葉区中央一丁目六一三五

(東京建物仙台ビル九階)

電話 〇二二―二二二―五二七三



## 宮城県内の「最低賃金」を知っていますか？

宮城県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される宮城県最低賃金が、昨年十月二十九日から次のように改正されていますので、ご注意ください。

最低賃金

時間額で六百七十五円

詳細等については、関係機関にお問い合わせ下さい。

お問合せ先

宮城労働局労働基準部賃金室

電話 〇二二―二九九―八八四一

FAX 〇二二―二九五―三六六八

働く人の暮らしを守る制度です。

宮城県最低賃金が改定されました。

時間額 675円

[発効日]平成23年10月29日

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

厚生労働省

## 被災生活衛生営業業者支援のための「サポーター」制度を設けました。

東日本大震災の発生から被災地では、徐々に復興に向けた取組みが進められてはいますが、今尚、被災された多くの生衛業者は再建の道を模索し、迅速で効果的な施策・支援を待ち望んでいます。

このような状況を踏まえ、営業再建に向けての相談や復興に役立つ情報等を収集・整理・提供するなどの役割を担うためのサポーター制度を設け、各生活衛生同業組合からサポーターの推薦をいただきました。

サポーターの皆様には、研修を実施します。特に復旧が待たれる沿岸部でのサポーターとなる方を追加募集しております。

各所属生活衛生同業組合にお問い合わせください。

### △現在のサポーター委嘱の状況▽

寿司商	9名
中華料理	10名
麺類飲食	13名
社交飲食	8名
理容	12名
美容業	21名
計	73名

平成二十三年十一月末現在

## 宮城県からのおしらせ

### 入浴施設の排(環)水口による 事故への対応について

※排(環)水口とは、この文章中、排水口、返還水口、循環排水口、吸込み口、吸水口、取水口等の総称とします。

#### 【概要】

平成二十二年十一月に入浴施設のジェットバス(噴流式泡風呂)における事故が消費者庁に報告されたことから、平成二十二年十二月二十七日消政調第一八八号消費者庁政策調整課長通知により、適切な日常点検の実施等について注意喚起されました。

#### ○事故内容

浴槽側面の排(環)水口の蓋が外れており、子供が足の先を吸い寄せられて打ちつけたというもの。

なお、排(環)水口による事故については、PIONET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)によると、平成二十二年から平成二十二年十月末までに、十件の発生が報告されており、体の一部が排(環)水口に吸い込まれたり、吸い付いたといった内容の相談が寄せられています。

#### 【対策】

排(環)水口の蓋等がきちんと装着されているかの日常点検や安全な構造であるかの確認など、吸い込み事故防止のための措置を適切に講じるようにしてください。

(参考)プールの安全標準指針(平成十九年三月文部科学省・国土交通省)

### クリーニング所における 衛生管理要領の一部改正について

#### 【概要】

平成二十二年十一月十二日付け健発一―二第 五号厚生労働省健康局長通知により、「クリーニング所における衛生管理要領(昭和五十七年三月三十一日環指第四十八号)」に、引火性溶剤を用いるドライクリーニング所における引火性溶剤の管理等に係る安全対策が追加されました。

#### 【衛生管理要領への追加事項】

##### ○引火性溶剤の取扱

引火性溶剤は、容易に蒸発しやすく、また引火しやすい性質をもっているため、安全衛生に留意し、引火性溶剤を使用するクリーニング所においては、以下の対策を講ずることが重要です。

##### 1 溶剤の保管等

引火点の高い溶剤の選択。保管温度管理。洗濯機や乾燥機等からできるだけ隔離して保管。保管容器の密閉。保管量の抑制。保管容器をゴムマット等不導体の上に設置しないこと。

##### 2 洗濯工程

洗濯頻度に応じた適時の洗剤濃度測定及び静電気抑制のための洗剤投入。溶剤に適した洗剤の使用。洗濯機のボタントラップ、フィルター等についての定期的な清掃。洗濯物を乾燥機に移し替える際の静電気抑制。

##### 3 乾燥工程

リントフィルターの定期清掃。回収した溶剤を容器、量及び作業に留意し、速やかに機

械等に注入する等の蒸散の抑制。乾燥機から取り出し後の洗濯物の十分な放冷。乾燥後の洗濯物を乾燥機のそばに置かないこと。

#### 4 その他

クリーニング作業前の洗濯物中のライター、金属等異物の除去。床等の清掃による蒸散量の低下や安全性の向上。火気排除。自然乾燥時の十分な換気。洗濯物及び仕上げ品の機械からの隔離。放電プレート等による作業者の帯電防止。予想火災原因に応じた消火器等消火設備の設置。洗濯機及び乾燥機へのアースの設置。等

### 理容所及び美容所における 衛生管理要領の一部改正について

#### 【概要】

平成二十二年九月十五日付け健発〇九一五第 五号厚生労働省健康局長通知により、「理容所及び美容所における衛生管理要領(昭和五十六年六月一日環指第九十五号)」の一部が改正され、手指の消毒方法が変更されました。

#### 【衛生管理要領の改正後の手指の消毒方法】

##### 第五の五 手指の消毒

客一人ごとに手指の消毒を行うこと。消毒方法は次の方法によること。

ア 血液、体液等に触れ、目に見える汚れがある場合、あるいは、速乾性擦式消毒薬が使用できない場合は、流水と石けんを用いて少なくとも手指を十五秒間洗浄すること。

イ 上記以外の場合は、速乾性擦式消毒薬を乾燥するまで擦り込んで消毒すること。

## がんばる人紹介

### 店舗兼住宅トレーラーでがんばるご夫婦

石巻市沢田(金山地区)の仮設住宅の近くに「理容ヤナギ」と書かれたノボリが目立つ一軒の理容店があった。住居兼店舗としてトレーラーを改良したとのこと。いくつかのタイヤで支える施設であった。営業しているのは、大津波で女川町の店舗兼住宅を失った兼重二郎さん御夫婦。被災の写真を見せていただいた。残った鉄骨の骨組みだけが前の立派な三階建を想像させ、改めて被害の大きさを知ることとなった。

兼重さんは、数ヶ月の準備期間の後、千葉県でトレーラーの施設を購入し、法令等に適合する衛生設備をご自分で設備され無事保健所の確認を得たとのこと。九月初めに営業を再開されました。お店に入れば固定店舗と遜色ない雰囲気と衛生設備がありました。御夫婦の手柄からでしょうか、「営業再開を聞いて、女川から長年の馴染み客がわざわざ来店してくれ、地元のお客も来てくれるようになりました。」と話されてい



ました。ここは、農村部でありませんが、長年の経験から、仮設住宅と地域の方々

が馴染みのお客さんとなるのももうすぐと確信しました。

御夫婦からは、災害から復旧したばかりとは思えない笑顔でお話をいただきました。文責 営業指導センター 阪本

## 組合理事長の復旧記録

宮城県クリーニング生活衛生同業組合

理事長 鎌田厚司

大震災により、停電や断水に見舞われた他、仙台市内の集中工場の建物にも大きな被害を受けました。

病院や老人ホームの消毒の必要な洗濯物の供給を止めることができず、社員総動員での復旧工事を行いました。電気、水道は回復しましたが、機械を稼働するための燃料が確保できず、他県の自社工場で緊急対応の仕事も積極的に受け入れ業務を継続しました。また、洗濯用の油の確保は、組合から宮城県に要望を行ったことにより入手でき早期稼働開始にこぎ着けることができました。

早期に再開したことで、震災直後の手術衣、白衣等の多くの緊急要請やホテルから依頼される全国の救援隊の作業着等にも対応でき、円滑な救急体制を底支え続けることができたと思っています。

行政が助けてくれるのが当たり前ではなく、「被災者自身が小さなことを、ひとつひとつ実行すること」が復興の第一歩であり、被災者全員が自身の復旧のために努力することが、一日も早い地元仙台・宮城県そして東北地域の復興に繋がると信じており、行政の支援もありがたく受け入れられると思います。

東北を愛する者として、震災後は全て地場生産品購入に徹し、被災者の支援に役立ちたいという思いがあります。

## 東日本大震災

宮城県美容業生活衛生同業組合

理事長 佐藤由男

三月十一日は私にとって生涯脳裏から消すことのない自然の力を思い知らされた出来事であった。当会員の尊い生命が十六名も失い、又、大津波により全

壊流出二百数十数件、一部損壊・半壊百三十二件、床上浸水二十六件、その他六十件と甚大な被害を被った。

震災後、直ちに会員の安否を確かめようとしたが、ガソリン不足は我々の動きを完全に止めてしまった。テレビ画面に金縛りになっている自分の空しさに腹立たしかった。三月三十日にやっと旅行会社の中型バスが利用できるようになり、急ぎ事務局員と共に救済物資を買い求め十分ではなかったが、積み込んで気仙沼市に向かった。そこには、想像も付かない凄まじい光景があり、自然のエネルギーの力の前に声も出なかった。

やっと避難所に着き六、七名の組合員と涙を流して手を取り合い「無事で何よりでしたね」という言葉に「何もかも津波で持って行かれて丸裸になりました。これからどうしたらいいかわかりません。」と涙を浮かべた。私は出来る限りの支援を約束して次の被災地に向かった。

全日本美容連合会の動きは素早く、全国より支援金を募り被災者救済活動に力を注ぎ、一番被害の大きかった宮城県に八千三百五十七万円を送ってくれた。また、各県からの美容器材用品は被災者にとって大きな力となり、少しずつではあるが確実に復興の道を歩み始めたことは、この業界にとっても会員にとっても組織の力を実感として捉えることが出来たと思う。

尚、非組合員の方々にも美容物資を分けあげたことで数名の方が組合に加入したことは、組合にとっても幸いであった。

これからも元々の様に復活することは難しいと思うが、頑張っ



## 寿司商石巻支部だより

石巻支部長 大場 英雄

三月十一日午後二時四十六分に発生した東日本大震災により石巻も過去最大の被害を受け「がれきの山」と化した。町の中には大きな船や車が折り重なるように道をふさぎ、町行く人は一様に長靴を履き、マスクをかけ、帽子をかぶり、泥だらけになりながら、家族・知人を探し歩く姿がたくさん見られました。停電、断水が二週間から三週間続き、先の見えない不安と絶望感の中で家族と些細なことで言い争いになったりもしてしまいました。

石巻地区は海に面しているため、多くの店が津波により流され、地震により甚大な被害を受けました。また、店主とのお母さんが亡くなられたり、津波で店舗や住居が流され、場所を移転し七月に再開するも八月末体調を崩し入院、そして十一月に死亡された方がおられるなど、本当に悲しい出来事でありました。

そのような状況の中、組合等の励ましもあり、着々と再開の足音も聞こえてきております。場所を移転して再開した方、被災店舗の改築・修繕により再開した方、他の寿司店で働き二年先に再開を目指している方など先に希望のもてる知らせも多く寄せられております。

石巻支部二十八店の内、流出等により六名が廃業、十九店が再開、そして未だ三店が再開出来ずにあります。今回の震災により組合員同士が思い合い、励まし合ったりしながら再開までたどり着けたこと、そして全すし連からの義援金、県すし組合からの支援とサポート等本当にありがたく感じております。これを機に我々石巻支部の結束を深め、石巻復興の為に皆んなで頑張っ

て頑張っ  
て参ります。  
今後も宜しく願っています。

## 大震災被害者に政・官・民一体の緊密な連携プレーで三〇〇〇食の炊き出し支援

宮城県社交飲食業生活衛生同業組合



不自由な避難所暮らしをしている被災者らに温かい食事を取って頂き、元気を出してほしいと、宮城県社交飲食業組合・広島県社交飲食業組合呉支部が共催、さらに気仙沼市、岩沼市、自民党宮城県連、自民党広島県連、地元政治家らが参加し、文字通り一体となって二日間にわたり炊き出し支援を行った。

七月六日に気仙沼市民会館、七月七日は岩沼市民会館で呉名物の「東郷さんの肉じゃが」二〇〇〇食、「呉海軍カレー」一〇〇〇食の炊き出しを行い、被災者にふるまった。被災者の中には大津波から逃れるための身着のまま避難した人が多く、気仙沼、岩沼両会場では長い行列がつづいた。被災者らは「湯気ののぼる温かい食事は、久しぶりで大変ありがたい。心から感謝します。」と語っていた。

三〇〇〇人分の炊き出しだけに用意した食材は半端じゃない。じゃがいも二二〇kg、玉ねぎ五〇kg、糸

こん四〇kg、人参一〇kg、牛肉一九〇kg、砂糖二〇kg、調味料、スプーン一〇〇〇本、食なべ一五〇〇個など。広島県から来県した「呉・肉じゃがの会」会員三〇人が早朝から食事づくりを汗を流した。

宮城県社交飲食業組合では食事づくりに必要な大量の飲料水、炊飯器、ガスボンベ等を準備し、炊き出しの後方支援を行った。

## 被災地に活気を!

### 「二〇〇〇食の炊き出しを行いました」

宮城県中華料理生活衛生同業組合

平成二十三年七月三十日・三十一日の両日、多賀城市駅前広場で開催された「復活祭にぎわい祭り」のオーブニングイベントとして、冷し中華と餃子を二〇〇〇食提供しました。「復活祭にぎわい祭り」とは、浸水した地域の飲食店が、仮設テントで営業を再開し、街に活気と呼び戻そうとするイベントです。炊き出しは被災者支援だけでなく、このイベントの宣伝と集客を目的として実施しました。

当日は、店が壊滅的な被害を受け、営業が再開できない多賀城地区の組合員が中心となり調理や接客を行いました。久しぶりに接客した組合員の方が「いらっしやいませっていいな」と懐かしそうに言っていました。来場者から掛けて頂いた「ご馳走様。美味しかったです。」という言葉がたまらなく嬉しかったと、料理人の心をくすぐられた方もいました。被災者支援を目的として行った炊き出しは、組合員が営業再開に向けて歩き出す力にもなったように感じています。

今回の震災では、全国の皆様から様々なご支援を頂戴しました。頂いたご支援は「炊き出し」という形に代わって被災者の方を支援する事に繋がって、その先で、また誰かが誰かを支える事に繋がって、そうやって少しずつ、確実に、この街や被災した全ての街が元の活気ある街に戻る様にと願っています。



## 指導センターから

### 生衛業界の後継者育成支援のために

#### インターシップ(職場体験、出前型講座)の協力店を募集しています。

○インターシップは、職場体験・社会教育の一環として、学校生徒が職場において実体験を行うものです。現在、県内の中学校・高等学校で積極的な取組が行われています。

○この事業は、教育機関と生衛業界が連携協力して職場体験等の場を積極的に提供し、  
①「生衛業とは」、「その仕事の魅力・特色・働くこととは」、を伝える

②生衛業を志す若者を育成することを目的としています。

これらのことは、生衛業への就業や起業を志す若者を育成することとなり、生衛業の将来にとって、極めて大きな意義を持つものであります。

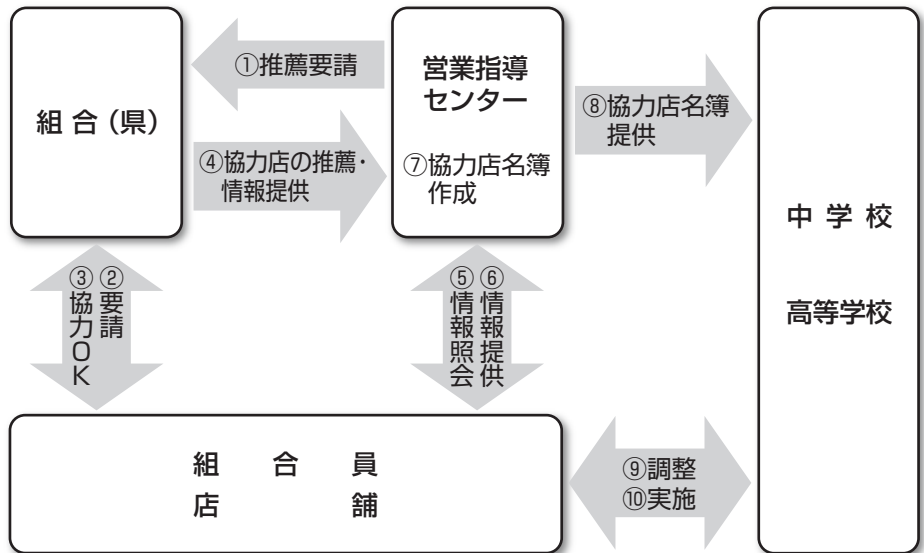
#### 職場体験を受け入れた事業所の理由とは？

①社会貢献42%、②地域や学校とのつながり31%、③職場体験の必要性24% 等

——地域の力をお借りします。そして、将来の地域を支える若者の力として、お返しします。——

(S市教育委員会のパンフレットから)

#### <協力店の募集と実施の流れ>



○学校等へ協力店の情報を提供し、職場体験の場の選択に資することとなりますが、実際の受入は、学校からの依頼を受けて、学校側と受入日数、日時、実習内容等を事前に打合せを行ってから職場体験の実施となります。

○御協力いただける生衛業の方は、所属生活衛生同業組合又は生活衛生営業指導センターへご連絡ください。

#### 出前型講座の風景

平成二十三年十二月五日(月)、宮城県理容生活衛生同業組合主催で仙台市青葉区内の高校のデザインアート系一、二年生男女三十八名が参加して出前型講座が行われました。内容は、理容業界の後継者問題等説明後、ウィッグを使用したセットやネイルケアの体験が行われ、約一時間の講座もあっという間に終了しました。ウィッグが人間の毛髪でできていることにも興味津々でした。



## 「Sマーク」は



厚生労働大臣認可

**利用者に  
「安全、清潔、  
確かな技術」  
を約束する  
お店です。**

◎理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店及び一般飲食店の営業者は、「Sマーク」の登録をしましょう！

毎年十一月は、「標準営業約款登録促進普及月間」です。

「標準営業約款制度」を広く利用者や営業者に知っていただくため、当センターでは、例年どおり啓発チラシの配付等を行うほか、今年度は、県内に多くの読者を抱える河北新報社のホームページ「KOnline」を活用し、一か月の長期にわたり広告を掲載しました。ついにながら、リンク先である当センターのホームページの「Sマーク」の内容もより分かりやすいものにリニューアルしました。

また、市町村においても、登米市や白石市、山元町では、十一月発行の広報誌に「標準営業約款制度」を取り上げ、住民の皆様にごアピールしていただきました。

このように「Sマーク」の露出度を高めたことにより、多くの県民が「標準営業約款制度」に関

心をいだかれたのではないかと推察しております。

利用者が求めている「安全、安心」にこたえるためにも、当センターでは、関係組合と連携の上、今後とも「Sマーク」の効果的な普及促進に努めていきたいと考えております。

関係業種の営業者におかれましても、折角設けられたこの「制度」を維持・発展させていく観点から、積極的に登録を進めていただきますようお願いいたします。

次期登録は二月一日ですので、一月中旬までに所属組合が当センターに申込みしてください。

営業者のみなさん

**専門家による「経営診断」を**

**受けてみませんか！**

当センターでは、経営指導の一環として、社団法人中小企業診断協会宮城県支部の協力を得て、生活衛生営業者に対する中小企業診断士による無料の「経営診断」を実施いたしております。

中小企業診断士は、ご承知のとおり、中小企

業や個人の事業主に対して、経営上の課題解決に向けて的確な診断と適切な助言を行っていたり、専門家であります。

診断に要する費用は、一切を当センターが負担しますので、生衛業者の皆様には、帳簿等の提示と経営状況等のヒアリングのため、担当の中小企業診断士の方に一日程度お付き合いただくだけで済みます。お店の休日を予め指定いただければ、業務への支障も生じません。

三、一一東日本大震災に見舞われた今日、お店の直接的な被害だけでなく、風評等の間接影響もあろうかと思われれますので、通常の経営診断に加え、事業の復興についても参考となる助言が得られるものと思っております。

当センターとしましては、予算枠はありますものの、今年度の特殊事情を考慮し、できるだけ多くの営業者の皆様にご利用いただければと考えております。

是非この機会に御検討をお願いいたします。併せて、年度末を控えておりますことから、できるだけ早い時期（一月中旬）に申込みくださるようお願いいたします。

